

令和3年12月

Q & A

(アルコール検知器使用義務化等に関してよくある質問)

石川県警察本部交通部交通企画課

目 次

【改政府令の趣旨及び概要に関するもの】

- Q1 安全運転管理者の業務に「アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認」
を新たに設けた趣旨は何ですか？ …………… 1
- Q2 いつから施行されますか？ …………… 2
- Q3 酒気帯び確認の対象となる人は誰ですか？ …………… 3

【安全運転管理者の業務に関するもの】

- Q4 具体的にどのような業務が追加されますか？ …………… 4
- Q5 酒気帯びの有無を確認する際の着眼点は何ですか？ …………… 5
- Q6 他の事業所の安全運転管理者による酒気帯び確認はできますか？ …………… 6
- Q7 安全運転管理者が対面で酒気帯びの有無を確認することができない場合の措置
はどのようなものがありますか？ …………… 7
- Q8 安全運転管理者以外の者による確認はできますか？ …………… 8

【アルコール検知器の仕様、結果の記録に関するもの】

- Q9 どのようなアルコール検知器を使用しなければならないのですか？ …………… 9
- Q10 確認結果はどのような事項を記録しなければならないのですか？ …………… 10

※ 本資料における法令名等は、次の略称を用いています。

- 改政府令とは、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第68号)をいいます。

【改政府令の趣旨及び概要に関するもの】

Q 1 安全運転管理者の業務に「アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認」を新たに設けた趣旨は何ですか？

A

これまで、安全運転管理者に対しては、運転前において運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること等が義務付けられていたものの、運転後において酒気帯びの有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられておらず、また、確認方法についても具体的には定められていませんでした。

令和3年6月28日に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、安全運転管理者の行うべき業務として、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を新たに設けることとしたものです。

Q 2 いつから施行されますか？

A

アルコール検知器を使用しない方法による酒気帯びの有無の確認及び確認結果の記録保存（1年間）については、令和4年4月1日に施行されます。

また、アルコール検知器を使用する方法による酒気帯びの有無の確認等については、令和4年10月1日に施行されます。

Q 3 酒気帯び確認の対象となる人は誰ですか？

A

「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」が確認の対象となります。

ここでいう「運転」とは、一連の業務としての運転をいうことから、酒気帯びの有無の確認は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時、及び終了後や退勤時に行うことで足ります。

業務上、車両を運転することがない者は酒気帯び確認の対象とはなりません。これらの者であっても臨時に業務のために自動車を運転する場合は、運転前後における酒気帯び確認が必要です。

【安全運転管理者の業務に関するもの】

Q 4 具体的にどのような業務が追加されますか？

A

令和4年4月1日から施行される酒気帯びの有無の確認及び記録の保存については、

- 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 前記確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること

が追加されます。

また、令和4年10月1日から施行されるアルコール検知器の使用等については、

- 酒気帯びの有無の確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器（※）を用いて行うこと
- アルコール検知器を正常に作動し、故障等のない状態で保持すること

となります。

※アルコール検知器については、Q9参照

Q 5 酒気帯びの有無を確認する際の着眼点は何ですか？

A

酒気帯び確認を目視等で行う場合、本人に対する飲酒の有無等の聞き取りに加え、

- ・ 運転者の顔色
- ・ 呼気の臭い
- ・ 応答の声の調子

等により、酒気帯びの有無を確認することとなります。

Q 6 他の事業所の安全運転管理者による酒気帯び確認はできますか？

A

同一の自動車の使用者が、他の事業所において安全運転管理者を選任しており、当該他の事業所において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法により所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができます。

Q 7 安全運転管理者が対面で酒気帯びの有無を確認することができない場合の措置はどのようなものがありますか？

A

運転者の酒気帯び確認は対面が原則ですが、直行直帰の場合など対面での実施が困難な場合には、これに準ずる方法で実施することで足りることとされています。

例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で

- カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- 携帯電話、業務無線その他運転者と直接対話できる方法によって安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

等の対面による確認と同視できるような方法が含まれます。

Q 8 安全運転管理者以外の者による確認はできますか？

A

安全運転管理者が不在時であるなど安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えありません。

【アルコール検知器の仕様、結果の記録に関するもの】

Q9 どのようなアルコール検知器を使用しなければならないのですか？

A

アルコール検知器については、国家公安委員会告示により、呼気中のアルコールを検知し、その有無又は濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を備えたものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとされています。

また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能（アルコール・インターロック）を含みます。

また、アルコール検知器は常時正常に作動し、故障等がない状態である必要があり、機器の取扱説明書に基づき適切に使用・管理・保守を行う必要があります。

Q10 確認結果はどのような事項を記録しなければならないのですか？

A

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録することとされています。

- (1) 確認者名
- (2) 運転者名
- (3) 車両ナンバー
- (4) 確認日時
- (5) 確認方法

ア アルコール検知器の使用の有無

イ 対面でない場合は具体的な確認方法

- (6) 酒気帯びの有無
- (7) 指示事項
- (8) その他必要な事項

なお、(5)ア以外の事項の記録は令和4年4月1日から、(5)アの事項の記録は同年10月1日からそれぞれ行う必要があります。